

平成25年生駒市議会（第4回）定例会議案

平成25年9月17日

生 駒 市

平成25年生駒市議会（第4回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第6号	平成24年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	1～3
報告第7号	平成24年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	4～6
議案第53号	専決処分につき承認を求めることについて (控訴の提起)	7～9
議案第54号	平成24年度生駒市一般会計決算の認定について	10
議案第55号	平成24年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	11
議案第56号	平成24年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定について	12
議案第57号	平成24年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	13
議案第58号	平成24年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	14
議案第59号	平成24年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	15
議案第60号	平成24年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について	16
議案第61号	平成24年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について	17
議案第62号	平成24年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	18
議案第63号	平成24年度生駒市病院事業会計決算の認定について	19
議案第64号	平成25年度生駒市一般会計補正予算（第3回）	20～34
議案第65号	平成25年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	35～37
議案第66号	平成25年度生駒市自動車駐車場事業特別会計補正予算（第1回）	38～40
議案第67号	平成25年度生駒市水道事業会計補正予算（第2回）	41～42
議案第68号	生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	43～44
議案第69号	生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	45～46
議案第70号	生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	47

議案第 71 号	生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	48～49
議案第 72 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	50～53
議案第 73 号	北田原南北線道路整備工事（第1工区）請負契約の締結について	54
議案第 74 号	たけまるホール増築・改修及び耐震補強工事請負変更契約の締結について	55
議案第 75 号	財産の取得について	56
議案第 76 号	財産の取得について	57
議案第 77 号	ベルテラスいこま自動車駐車場の指定管理者の指定について	58
議案第 78 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	59～60
議案第 79 号	生駒市教育委員会委員の任命について	61
議案第 80 号	生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について	62
議案第 81 号	生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について	63～64

平成24年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.29)	— (17.29)	4.7 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真

生 監 第 5 6 号
平成 2 5 年 8 月 2 3 日

生駒市長 山下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 山 田 正 弘

平成 2 4 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による平成 2 4 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成24年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成25年7月11日から平成25年8月23日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

健全化判断比率等

(単位：%)

比率名	平成24年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.29
連結実質赤字比率	—	17.29
実質公債費比率	4.7	25.0
将来負担比率	—	350.0

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。
- 2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成24年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真

生 監 第 5 7 号
平成 2 5 年 8 月 2 3 日

生駒市長 山下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 山 田 正 弘

平成 2 4 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定による平成 2 4 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成24年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成25年7月23日から平成25年8月23日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

資金不足比率等

(単位:%)

特別会計の名称	平成24年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議案第 53 号

専決処分につき承認を求めることについて

奈良地方裁判所平成24年（行ウ）第7号損害賠償請求事件について、平成25年6月25日に言い渡された判決に対して不服があるので、大阪高等裁判所へ控訴を提起することについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成25年7月3日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真

専 決 処 分 書

控訴の提起について

奈良地方裁判所平成24年（行ウ）第7号損害賠償請求事件について、平成25年6月25日に言い渡された判決に対して不服があるので、下記のとおり大阪高等裁判所へ控訴を提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

記

1 控訴の相手方の住所及び氏名

●●●●●●●●●●●●●●●●●●
● ● ● ●

2 控訴の要旨

原判決を取り消し、さらに相当の裁判を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 控訴審判決の結果、必要があるときは上訴する。
- (3) 訴訟の進行に応じて、必要があるときは適当と認める条件で和解することが出来る。

4 事実の概要

生駒市が、生駒市市民自治推進会議設置要綱に基づき生駒市市民自治推進会議を設置し、平成24年1月17日開催の同会議に出席した委員8名のうち学識委員3名に対し各1万4000円及びその余の委員に対し各5000円の謝

札を支払ったことに関し、相手方が、同会議は、地方自治法第138条の4第3項本文に規定する附属機関に該当するので、法律又は条例によって設置しなければならないにもかかわらず、これを法律又は条例によらずに要綱によって設置したから、その設置は違法であり、山下真が市の支出権者として行った当該各謝礼の支出も違法な支出になり、これによって市に当該各謝礼の合計額に相当する6万7000円の損害が生じているので、山下真に当該損害を賠償する義務があるなどと主張して、被告である市の執行機関である市長に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号本文の規定に基づき、山下真に当該損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日から翌日から民法所定の利率による遅延損害金の支払いの請求を求めため、平成24年5月16日に奈良地方裁判所に訴えを提起したものである。

これについて、奈良地方裁判所での約1年の審理を経て、平成25年6月25日同所において次のとおり判決があった。

主文

- 1 被告は、山下真に対し、6万7000円及びこれに対する平成24年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 2 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は被告の負担とする。

平成25年7月3日

生駒市長 山下 真

議案第 54 号

平成 24 年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 55 号

平成 24 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 56 号

平成24年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成
24年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真

議案第 57 号

平成 24 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 58 号

平成 24 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 59 号

平成 24 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 60 号

平成 24 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度生駒市下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 61 号

平成 24 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 62 号

平成 24 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度生駒市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第 30 条 4 項の規定に基づき、平成 24 年度生駒市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 63 号

平成 24 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 24 年度生駒市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

平成 25 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

平成 25 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 405, 257 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37, 722, 846 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		3,890,000	213,288	4,103,288
	1 地方交付税	3,890,000	213,288	4,103,288
14 国庫支出金		4,286,050	27,999	4,314,049
	2 国庫補助金	537,866	25,727	563,593
	3 委託金	23,868	2,272	26,140
15 県支出金		2,006,619	28,606	2,035,225
	2 県補助金	565,518	28,606	594,124
18 繰入金		755,360	23,650	779,010
	1 基金繰入金	755,360	23,650	779,010
19 繰越金		301,977	1,124,614	1,426,591
	1 繰越金	301,977	1,124,614	1,426,591
21 市債		5,305,600	-12,900	5,292,700
	1 市債	5,305,600	-12,900	5,292,700
歳 入 合 計		36,317,589	1,405,257	37,722,846

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		12,237,199	121,952	12,359,151
	1 社会福祉費	4,539,629	81,905	4,621,534
	2 児童福祉費	5,597,986	40,047	5,638,033
4 衛生費		3,463,013	40,279	3,503,292
	1 保健衛生費	1,473,500	15,710	1,489,210
	3 上水道費	0	24,569	24,569
5 産業経済費		442,628	45,323	487,951
	2 商工費	275,978	45,323	321,301
6 土木費		3,897,061	56,801	3,953,862
	2 道路橋梁及び河川費	1,035,481	2,761	1,038,242
	3 都市計画費	1,750,778	54,040	1,804,818
7 消防費		1,897,064	11,844	1,908,908
	1 消防費	1,897,064	11,844	1,908,908
8 教育費		4,300,954	57,636	4,358,590
	2 小学校費	640,706	44,540	685,246
	3 中学校費	319,976	3,813	323,789
	4 幼稚園費	839,256	587	839,843
	5 社会教育費	1,094,729	7,065	1,101,794

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	1,126,349	1,631	1,127,980
10 公債費		5,686,728	1,071,422	6,758,150
	1 公債費	5,686,728	1,071,422	6,758,150
歳出	合計	36,317,589	1,405,257	37,722,846

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
教 育 費	幼 稚 園 費	幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	46,386

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
上 中 学 校 施 設 整 備 工 事	平成26年度	4,335千円

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
生駒市の委託を受けて生駒市土地開発公社が行う公共用地先行取得事業（平成25年度分）	平成25年度から2年以内	事項欄記載事項の用地等の事業資金22,000千円及びこれに対する利子相当額	平成25年度から2年以内	事項欄記載事項の用地等の事業資金111,000千円及びこれに対する利子相当額

第 4 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
臨時財政策 対	2,291,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条 件により 、銀行そ 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものとし 、市財政 の都合に より据置 期間及び 償還期限 を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利 に借換え ることが できる。	2,278,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条 件により 、銀行そ 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものとし 、市財政 の都合に より据置 期間及び 償還期限 を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利 に借換え ることが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 地方交付税	3,890,000	213,288	4,103,288	1 地方交付税		普通交付税	
計	3,890,000	213,288	4,103,288				

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 総務費国庫補助金	82,414	25,727	108,141	1 総務管理費補助金		地域の元気臨時交付金	
計	537,866	25,727	563,593				

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 教育費委託金	0	2,272	2,272	1 小学校費委託金		学校施設老朽化対策先導事業委託金	
計	23,868	2,272	26,140				

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費県補助金	538,350	28,606	566,956	1 社会福祉費補助金	720	介護基盤緊急整備等臨時特例補助金	
				2 児童福祉費補助金	27,886	安心こども基金特別対策事業補助金	
計	565,518	28,606	594,124				

[単位 千円]

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
9 財政調整基金繰入金	0	23,650	23,650	1 財政調整基金繰入金	23,650		
計	755,360	23,650	779,010				

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	301,977	1,124,614	1,426,591	1 繰越金	1,124,614	前年度繰越金	
計	301,977	1,124,614	1,426,591				

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節分		説	明
				区	額		
5 臨時財政対策債	4,448,800	-12,900	4,435,900	1 臨時財政対策債	-12,900		
計	5,305,600	-12,900	5,292,700				

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国県支出金	地方債			
3 障がい者福祉費	1,589,285	79,720	1,669,005			79,720	23 償還金利子及び割引料	過年度償還金	
4 老人福祉費	422,593	1,465	424,058			1,465	11 需用費	修繕料	
6 介護保険費	1,034,291	720	1,035,011	720 (県補)			18 備品購入費	高齢者等交流施設用備品	
計	4,539,629	81,905	4,621,534	720		81,185	19 負担金補助及び交付金	介護基盤緊急整備等特例補助金	

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国県支出金	地方債			
1 児童福祉総務費	2,952,737	25,936	2,978,673	25,936 (県補)			19 負担金補助及び交付金	保育士等処遇改善事業補助金	
3 保育所費	821,866	14,111	835,977			14,111	11 需用費	消耗品費 修繕料	
計	5,597,986	40,047	5,638,033	25,936		14,111	15 工事請負費	保育所施設整備工事	
							18 備品購入費	保育所用備品	

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額			
										国 県 支 出 金	そ の 他
3 健康センター 管理費	50,382	8,710	59,092			8,710	15 工事請負費	8,710	施設整備工事		
5 環境保全対策 費	125,130	7,000	132,130			7,000	19 負担金補助及 び交付金	7,000	自然エネルギー活用補助金		
計	1,473,500	15,710	1,489,210			15,710					

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額			
										国 県 支 出 金	そ の 他
1 上水道費	0	24,569	24,569			24,569	24 投資及び出資 金	24,569	水道事業会計出資金		
計	0	24,569	24,569			24,569					

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額			
										国 県 支 出 金	そ の 他
2 商工振興費	154,872	45,323	200,195			45,323	13 委託料	1,200	設計委託料		
							15 工事請負費	5,500	施設整備工事		
							17 公有財産購入 費	38,623	38,623	生駒駅前賑わい創出拠点再開発ビル区 分所有床	
計	275,978	45,323	321,301			45,323					

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源	区 分	金 額	
2 道路橋梁維持費	233,026	2,761	235,787			2,761	12 役務費	72	自動車保険料
							18 備品購入費	2,641	公用車
							27 公課費	48	自動車重量税
計	1,035,481	2,761	1,038,242			2,761			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 都市計画総務費	489,816	54,040	543,856			54,040	19 負担金補助及び交付金	23,650	スマートフォン推進事業奨励金
							28 繰出金	30,390	自動車駐車場事業特別会計繰出金
計	1,750,778	54,040	1,804,818			54,040			

[単位 千円]

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 常備消防費	1,259,826	10,344	1,270,170			10,344	11 需用費	2,212	消耗品費
							18 備品購入費	8,132	消防署用備品

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方債	その他	区 分	金 額	
3 消防施設費	597,032	1,500	598,532			1,500	19 負担金補助及び交付金	1,500	消火栓新設・改良及び補修工事負担金
計	1,897,064	11,844	1,908,908			11,844			

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	区 分	金 額		
										国県支出金
3 小学校施設整備費	242,217	44,540	286,757	2,272 (国委)		42,268	8 報償費	274	謝礼	
							11 需用費	40,513	消耗品費 食糧費	40,509 4
							12 役務費	26	通信運搬費	
							13 委託料	1,932	学校施設老朽化対策先導事業委託料	
							15 工事請負費	1,795	学校施設整備工事	
計	640,706	44,540	685,246	2,272		42,268				

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方債	その他	区 分	金 額	
3 中学校施設整備費	38,064	3,813	41,877			3,813	15 工事請負費	3,813	学校施設整備工事
計	319,976	3,813	323,789			3,813			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源		区分	金額	
					地方債	その他			
2 幼稚園施設整備費	93,124	587	93,711		587	一般財源	18 備品購入費	587	各園用備品
計	839,256	587	839,843		587				

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源		区分	金額	
					地方債	その他			
2 生涯学習施設費	346,399	777	347,176		777	一般財源	18 備品購入費	777	生涯学習施設用備品
8 コミュニティセンター費	52,473	6,288	58,761		6,288		11 需用費	5,855	修繕料
							13 委託料	433	設計委託料
計	1,094,729	7,065	1,101,794		7,065				

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源		区分	金額	
					地方債	その他			
3 学校給食センター運営費	267,024	1,631	268,655		1,631	一般財源	15 工事請負費	1,631	施設整備工事
計	1,126,349	1,631	1,127,980		1,631				

[単位 千円]

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定地方債	その他の財源	区	分	
1 元金	5,393,728	1,034,495	6,428,223			1,034,495	23	償還金利子及び割引料	長期償還元金
3 公債諸費	0	36,927	36,927			36,927	22	補償補填及び賠償金	補償金
計	5,686,728	1,071,422	6,758,150			1,071,422			

平成 25 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 25 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,133 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,881,247 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		1,150,097	27,133	1,177,230
	2 基金繰入金	123,372	27,133	150,505
歳 入 合 計		6,854,114	27,133	6,881,247

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸支出金		1,732	27,133	28,865
	1 償還金及び還付加算金	1,732	27,133	28,865
歳 出 合 計		6,854,114	27,133	6,881,247

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
				金額	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	123,372	27,133	150,505	1 介護給付費準備基金繰入金	27,133	
計	123,372	27,133	150,505			

[単位 千円]

歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び選付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				国庫支出金	特定財源			
					地方債	その		他
						一般財源		節
2 償還金	10	27,133	27,143		27,133 (繰入)	23 償還金利子及び割引料	27,133	国庫支出金等精算返還金
計	1,732	27,133	28,865		27,133			

[単位 千円]

平成 25 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 25 年度生駒市の自動車駐車場事業特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,390 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 399,594 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		215,020	30,390	245,410
	1 一般会計繰入金	215,020	30,390	245,410
歳 入 合 計		369,204	30,390	399,594

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		222,606	30,390	252,996
	1 事業費	222,606	30,390	252,996
歳 出 合 計		369,204	30,390	399,594

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
				金額	金額		
1 一般会計繰入金	215,020	30,390	245,410	1 一般会計繰入金	30,390		
計	215,020	30,390	245,410				

[単位 千円]

歳出

(款) 1 事業費

(項) 1 事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説	明
				特定財源 国県支出金	財源				
					地方債	その他			
					一般財源	一般財源			
1 管理費	222,606	30,390	252,996		30,390	13 委託料	1,069	設計委託料	
						15 工事請負費	29,321	駐車場設備工事	
計	222,606	30,390	252,996		30,390				

[単位 千円]

議案第 67 号

平成 25 年度生駒市水道事業会計補正予算（第 2 回）

第 1 条 平成 25 年度生駒市水道事業会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「523,082 千円」を「498,513 千円」、過年度分損益勘定留保資金「483,082 千円」を「458,513 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的収入	165,927	24,569	190,496
第 5 項 出 資 金	0	24,569	24,569

平成 25 年 9 月 17 日提出

生駒市長 山 下 真

平成25年度生駒市水道事業会計補正予算（第2回）実施計画

1 資本的収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 収 入			165,927	24,569	190,496	
	5 出 資 金		0	24,569	24,569	
		1 他 会 計 出 資 金	0	24,569	24,569	耐震化事業等に伴う出資金

議案第 68 号

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 17 日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正す
る条例

(生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部改正)

第 1 条 生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成 22 年 12 月生駒市条例第 3
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書、住民票の写
し、戸籍の附票の写し並びに印鑑登録証明書」を「次に掲げる証明書等」に改
め、同号に次のように加える。

- ア 戸籍の全部事項証明書
- イ 戸籍の個人事項証明書
- ウ 住民票の写し
- エ 住民票記載事項証明書
- オ 戸籍の附票の写し
- カ 印鑑登録証明書
- キ 所得・課税証明書

ク 所得・非課税証明書

第2条第2号中「戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し並びに印鑑登録証明書」を「前号に掲げる証明書等」に改める。

(生駒市手数料条例の一部改正)

第2条 生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の項中「300円」の次に「（多機能端末機又は窓口専用端末機による申請に基づく交付にあつては、1通につき150円）」を加え、同表の24の項中「300円」の次に「（多機能端末機又は窓口専用端末機による申請に基づく交付にあつては、1件につき150円）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 69 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 17 日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成 23 年 9 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表及び別表第 2 の 2 の表を次のように改める。

1 たけまるホール（大ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用（楽屋 1・2 を除く。）	音響及び照明の操作必要	25,300 円	42,100 円	42,100 円	87,600 円
	音響及び照明の操作不要	18,900 円	31,500 円	31,500 円	65,500 円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	6,300 円	5,300 円	5,300 円	5,300 円	5,300 円	22,000 円
	音響及び照明の操作不要	4,700 円	3,900 円	3,900 円	3,900 円	3,900 円	16,200 円
ホワイエのみの使用		2,200 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	9,400 円
楽屋 1・2 1室につき		300 円	200 円	200 円	200 円	200 円	1,100 円

2 たけまるホール（小ホール等）

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
小ホール	全体使用	2,800円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	12,400円
	客席のみの使用	2,200円	1,900円	1,900円	1,900円	1,900円	9,800円
研修室1		900円	800円	800円	800円	800円	4,100円
研修室2		900円	700円	700円	700円	700円	3,700円
研修室3(美術室)		1,800円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	7,800円
研修室4		800円	700円	700円	700円	700円	3,600円
研修室5		600円	500円	500円	500円	500円	2,600円
研修室6		1,700円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	7,300円
多目的室		1,100円	900円	900円	900円	900円	4,700円
和室A		400円	400円	400円	400円	400円	2,000円
和室B・C 1室につき		600円	500円	500円	500円	500円	2,600円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第2の1の表及び別表第2の2の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 70 号

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成25年9月17日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（駐車料金の徴収）

第9条 前条第1項の駐車料金は、自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場の利用の便に資する措置としての市長の認証を受けた駐車場の利用については、規則で定める者から当該利用後において規則で定める時期に駐車料金を徴収する。

3 回数券及び定期券に係る駐車料金は、その交付の際に徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 71 号

生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

平成25年9月17日

生駒市長 山下 真

生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

生駒市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月生駒市条例第14号）の
一部を次のように改正する。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの

割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 17 日

生駒市長 山下 真

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「第 18 条」を「第 26 条」に改め、同条を第 30 条とする。

第 21 条を第 29 条とし、第 18 条から第 20 条までを 8 条ずつ繰り下げる。

第 5 章を第 6 章とする。

第 4 章中第 17 条を第 25 条とし、同章を第 5 章とする。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章 介護保険運営協議会

（設置）

第 17 条 介護保険事業の円滑な運営を図るため、生駒市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 18 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域包括支援センターに関すること。

(3) 地域密着型サービス事業所の指定、更新等に関すること。

(4) その他介護保険事業の運営に関し必要な事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

（組織）

第19条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 保健医療関係者

(3) 福祉関係者

(4) 被保険者

(5) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者の家族

(6) その他市長が必要と認める者

（任期）

第20条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第21条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第22条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第23条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第24条 協議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

附則第7条の見出し中「延滞金」の次に「及び還付加算金額」を加え、同条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場

合には、年 7. 3 パーセントの割合」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、各年の特例基準割合が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、第 16 条第 1 項に規定する還付加算金額の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金額についての同項の規定の適用については、同項中「年 7. 3 パーセントの割合」とあるのは、「附則第 7 条第 1 項に規定する特例基準割合」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 7 条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の生駒市介護保険条例（次項において「新条例」という。）第 20 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(経過措置)

- 3 新条例附則第 7 条の規定は、延滞金及び還付加算金額のうち、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 73 号

北田原南北線道路整備工事（第1工区）請負契約の締結について

平成25年7月31日事後審査型条件付一般競争入札に付した北田原南北線道路整備工事（第1工区）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 北田原南北線道路整備工事（第1工区）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 426,090,000円
- 4 契約の相手方 奈良市中山町西4丁目561番地の2
大林道路株式会社奈良営業所
所長 福島 和正
- 5 工期 契約の日から平成28年1月29日まで

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真

議案第 74 号

たけまるホール増築・改修及び耐震補強工事請負変更契約の締結に
ついて

たけまるホール増築・改修及び耐震補強工事について、下記のとおり請負変更
契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す
る条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を
求める。

記

- 1 契約の目的 たけまるホール増築・改修及び耐震補強工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 161,700,000円
 - (2) 変更後 189,305,550円
- 4 契約の相手方 奈良市南紀寺町二丁目147番地
谷建設株式会社
代表取締役 谷 健 児
- 5 工 期 契約の日から平成25年12月26日まで

平成25年9月17日提出

生駒市長 山 下 真

議案第 75 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 生駒駅前図書室書架等備品
- 2 取得価格 43,785,000円
- 3 契約の相手方 大阪市淀川区木川東3丁目4番19号
キハラ株式会社大阪支店
支店長 森 泉
- 4 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 高規格救急自動車
- 2 取得価格 27,478,500円
- 3 契約の相手方 奈良市南京終町2丁目290番地の1
日産プリンス奈良販売株式会社
代表取締役 大谷 進
- 4 契約の方法 随意契約

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真

議案第 77 号

ベルテラスいこま自動車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

ベルテラスいこま自動車駐車場

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

近鉄ビルサービス株式会社

大阪府中央区難波2丁目2番3号

- 3 指定の期間

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例（平成25年6月生駒市条例第27号）の施行の日から平成28年3月31日まで

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真

議案第 78 号

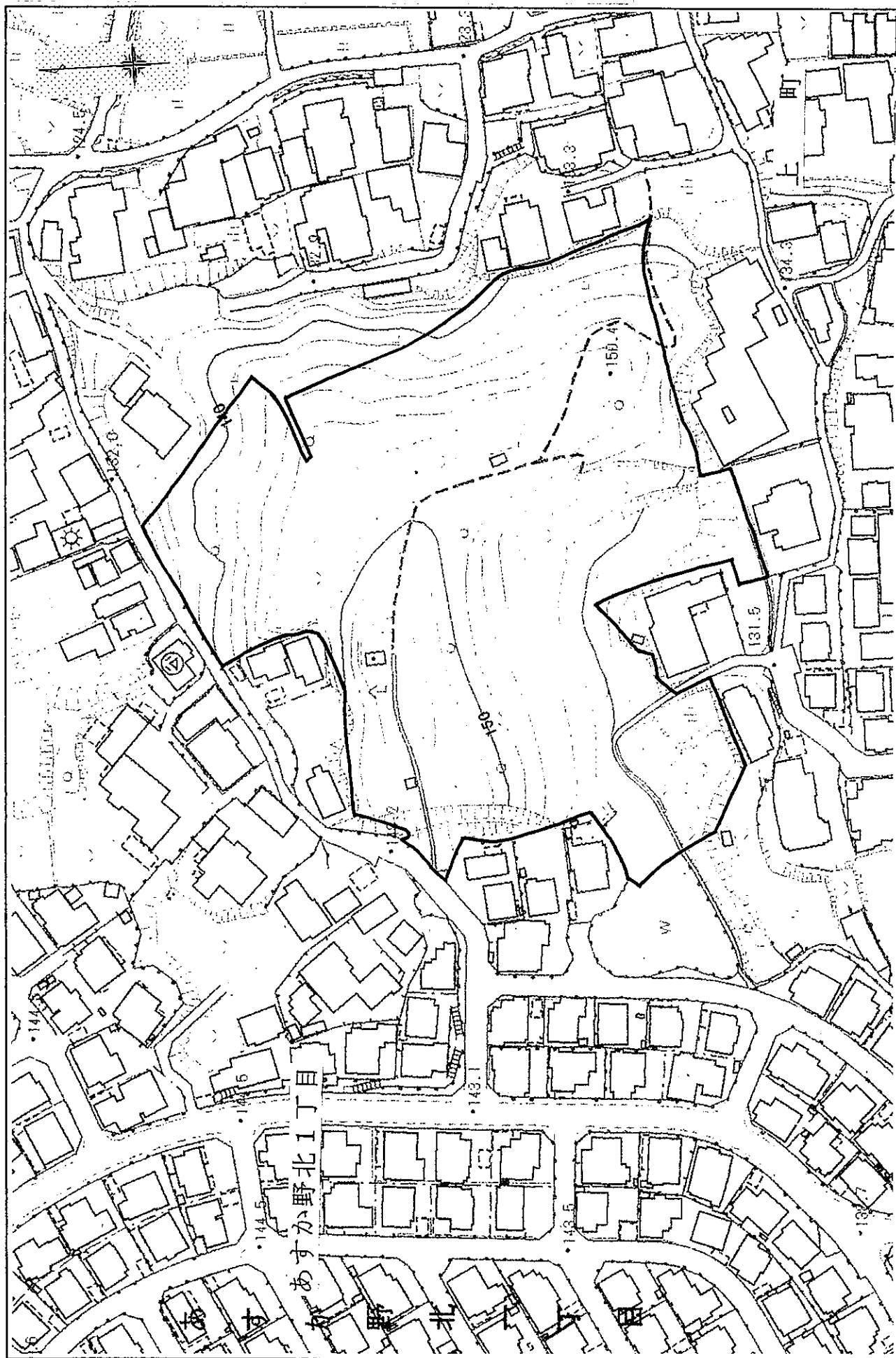
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示
の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定によ
り、生駒市における住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定める。
なお、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成 25 年 9 月 17 日

生駒市長 山 下 真

別図 住居表示を実施すべき市街地の区域図



議案第 79 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 山 本 吉 延

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成25年9月17日提出

生駒市長 山 下 真

議案第 80 号

生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について

生駒市法令遵守委員会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月生駒市条例第21号）第16条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 九 鬼 康 夫

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 秋 田 仁 志

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 ●●●

氏 名 丹 羽 徹

生年月日 昭和●●年●月●●日

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真

生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を委嘱し、及び任命したいから、
生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第
17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

1 委嘱する者

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 谷 口 俊

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 南 文 雄

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 上 原 しのぶ

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 梅 川 智三郎

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 今 村 正 敏

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 溝 口 精 二

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●

氏 名 筑 井 隆 弘

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 友 岡 俊 夫

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 関 本 美 穂

生年月日 昭和●●年●月●日

2 任命する者

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 藤 田 隆 文

生年月日 昭和●●年●月●●日

平成25年9月17日提出

生駒市長 山下 真